ＧＨＧ排出権解説（３）　DOE の役割と専門分野

本稿は、テクノファ「温室効果ガス排出量算定者/検証人（ベリファイヤー）養成 5 日間コース」テキストから抜粋、要約したものです。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。

１．１　指定運営組織（ＤＯＥ）の役割

指定運営組織は、CDM プロジェクトの実務上の審査機関で、主に以下のような機能を有している。

- プロジェクト参加者の作成した PDD（プロジェクト設計書）をもとに、CDM プロジェクトとして適格かどうかを評価・判断する有効化審査（Validation）を行い、CDM 理事会に対し登録（Registration）申請を行う。
- 登録された CDM プロジェクトによる排出削減量を、検証（Verification）し、正式に認証（Certification）する。1 つの CDM プロジェクトに関する「有効化」と「検証・認証」は、小規模 CDM プロジェクトの場合を除き、原則として別の DOE が行う。同一の DOE が有効化審査と検証・認証の両方を実施する場合、CDM 理事会へ申請し、許可を受けなければならない。
- CDM 理事会からの要求に応じ、CDM プロジェクトの実施者から得た情報を公開する。

DOE は、CDM 理事会による認定（Accreditation）を受け、COP/MOP（京都議定書の締約国会議）から指定（Designation）を受けることで、CDM に関する業務を行うことができる。DOE の認定は、有効化審査と検証／認証の 2 段階に分けて実施され、DOE は認定・指定を受けた専門分野（スコープ）についてのみ、有効化審査もしくは検証/認証を行うことが出来る。

１．２　ＤＯＥの専門分野

LIST OF SECTORAL SCOPES
専門分野（専門部門）のリスト

1. エネルギー産業(再生可能/非再生可能起源)
2. エネルギー配給
3. エネルギー需要
4. 製造業
5. 化学工業
6. 建設
7. 運輸
8. 鉱業/鉱物生産
9. 金属製造
10. 燃料からの漏洩(固形、石油、ガス)
11. ハロカーボン及び六フッ化硫黄の生産・消費からの漏洩
12. 溶剤の使用

13. 廃棄物処理・処分
14. 植林・再植林
15. 農業

（テクノファ「温室効果ガス排出量算定者/検証人（ベリファイヤー）養成 5 日間コース」テキストから抜粋、要約。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。）

（2007/5/23）